

大通達甲（警）第5号
大通達甲（生）第3号
大通達甲（刑）第2号
大通達甲（交）第3号
大通達甲（備）第2号
令和3年3月26日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
各警察署長殿
警察学校長

警察本部長

犯人の逮捕等に協力援助した者に対する特別報償金等支給要綱の制定について（通達）警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号。以下「法」という。）に基づく災害給付は、同一の事由について他の法令による補償又は給付が行われた場合には、その限度において、国又は都道府県は、災害給付の責を免れることとされており、警察官の職務に協力援助して災害を受けた場合であっても、法に基づく災害給付が行われないことがある。

このような場合においても、警察組織として、可能な限り適切な補償措置を執り得るようにするため、法に基づく災害給付とは別に、県警察による特別報償金及び警察本部長見舞金の支給制度を運用しているところであるが、この度、別添のとおり「犯人の逮捕等に協力援助した者に対する特別報償金等支給要綱」を定め、令和3年4月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

（広報課犯罪被害者支援係）
（会計課出納係）
（生活安全企画課企画係）
（刑事企画課企画係）
（交通企画課企画係）
（警備企画課企画係）

別添

犯人の逮捕等に協力援助した者に対する特別報償金等支給要綱

第1 趣旨

この要綱は、警察官の職務（犯人の逮捕その他犯罪の捜査に限る。）に協力援助して災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）を受けた者（以下「協力援助者」という。）に対する特別報償金及び警察本部長見舞金（以下「本部長見舞金」という。）（以下「特別報償金等」と総称する。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 特別報償金

1 支給基準

(1) 支給要件

特別報償金は、警察職員以外の者が、自らの危険を顧みず、犯人の逮捕その他犯罪の捜査に協力援助して災害を受けた場合において、当該協力援助を原因として死亡し、又は著しい身体障害（地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3に規定する第1級から第8級までの身体障害に限る。以下同じ。）が残ることが明らかであり、かつ、その功労が特に顕著であると認められるときに支給するものとする。

(2) 支給区分、支給先及び支給金額

特別報償金の支給区分は、次のとおりとする。

ア 死亡の場合

(ア) 協力援助者が死亡した場合は、その遺族に対して特別報償金を支給するものとする。この場合において、遺族の範囲、支給を受ける遺族の順位等については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第32条の規定を準用する。

(イ) 支給金額は、200万円を上限とする。

イ 身体障害の場合

(ア) 協力援助者が傷害を受けた場合において、著しい身体障害が残ることが明らかであるときは、当該協力援助者に対して特別報償金を支給するものとする。

(イ) 支給金額は、次表に掲げる身体障害の等級に応じ、それぞれ次表に定める額を上限とする。

身体障害の等級	上限額
第1級から第3級まで	200万円
第4級から第6級まで	120万円
第7級及び第8級	40万円

(3) 支給金額の変更

ア 協力援助による傷害に起因して死亡した場合又は身体障害の程度に変更があった場合は、新たに、死亡に対して支給する特別報償金又は変更後の身体障害の等級に応じた特別報償金の額から死亡前又は変更前の身体障害の等級に応じた特別報償金の額を減じて得た額を支給することができる。

イ 既に身体に障害のあった協力援助者が、協力援助に起因する身体障害により、更に同一部位の障害の程度が加重した場合は、その身体障害の等級に応じた特別報償金の額から加重前の身体障害の等級に応じた特別報償金の額を減じて得た額を支給することができるものとする。

2 審査委員会

(1) 審査委員会の設置

警察本部に特別報償金支給審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 審査委員会の任務

審査委員会は、特別報償金の支給の可否、支給金額等について審査するものとする。

(3) 審査委員会の構成

審査委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長には警務部長を、委員には警務部広報課長、警務部会計課長、生活安全部生活安全企画課長、刑事部刑事企画課長、交通部交通企画課長及び警備部警備企画課長をもって充てる。

(4) 庶務

審査委員会の庶務は、警務部広報課において処理する。

3 支給手続

(1) 支給の申請

協力援助を受けた警察官を指揮する所属長（以下「関係所属長」という。）は、前記1(1)に規定する支給要件を満たす災害を認知した場合は、特別報償金支給申請書（第1号様式）により、警務部広報課長（以下「広報課長」という。）を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に対し、特別報償金の支給を申請するものとする。

(2) 審査委員会への付議及び支給の決定

ア 広報課長は、特別報償金支給申請書の提出を受けたときは、審査委員会に付議するものとする。

イ 本部長は、審査委員会の審査結果を踏まえ、特別報償金の支給を決定するものとする。

(3) 支給の決定通知等

ア 本部長は、特別報償金の支給を決定したときは、特別報償金・本部長見舞金支給決定通知書（第2号様式）により、関係所属長を経由して協力援助者（協力援助者が死亡している場合にあつては、その遺族）に対し、支給の決定を通知するとともに、速やかに特別報償金を支給するものとする。

イ 関係所属長は、特別報償金を支給したときは、領収書（第3号様式）を徴するものとする。

(4) 障害の程度の変更

ア 警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程（昭和30年大分県警察本部訓令第2号）第9条第1項の規定により、新たに行うべき傷病給付又は障

害給付に関する決定が行われた場合において、当該給付を受ける者が特別報償金の支給を受けた協力援助者であるときは、関係所属長は、特別報償金支給金額変更申請書（第4号様式）により、広報課長を経由して本部長に対し、特別報償金の支給金額の変更を申請するものとする。

イ 広報課長は、特別報償金支給金額変更申請書の提出を受けたときは、審査委員会に付議するものとする。

ウ 本部長は、審査委員会の審査結果を踏まえ、特別報償金の支給金額の変更を決定するものとする。

第3 本部長見舞金

1 支給基準

(1) 支給要件

本部長見舞金は、警察職員以外の者が、自らの危難を顧みず、犯人の逮捕その他犯罪の捜査に協力援助して災害を受けた場合において、身体に傷病（特別報償金が支給される障害に係る傷病を除く。）を負い、又は衣服、所持品等に物的損害を受け、かつ、その功労が顕著であると認められるときに支給するものとする。

(2) 支給区分、支給先及び支給金額

本部長見舞金は、協力援助者に対して支給するものとし、その支給区分は、次のとおりとする。

ア 傷病の場合

支給金額は、次表に掲げる傷病の程度に応じ、それぞれ次表に定める額を上限とする。

なお、傷病の程度については、医師の診断書等により判定するものとする。

傷病の程度	上限額
3か月以上	20万円
1か月以上3か月未満	10万円
7日以上1か月未満	5万円
7日未満	2万円

イ 物的損害の場合

支給金額は、5万円を上限とする。

2 支給手続

(1) 支給の申請

関係所属長は、前記1(1)に規定する支給要件を満たす災害を認知した場合は、傷病の場合にあつては本部長見舞金支給申請書（甲）（第5号様式）により、物的損害の場合にあつては本部長見舞金支給申請書（乙）（第6号様式）により、広報課長を経由して本部長に対し、本部長見舞金の支給を申請するものとする。

(2) 支給の審査及び決定

本部長は、本部長見舞金の支給の申請を受けたときは、速やかに審査を行い、支給

を決定するものとする。

(3) 支給の決定通知等

ア 本部長は、本部長見舞金の支給を決定したときは、特別報償金・本部長見舞金支給決定通知書により、関係所属長を経由して協力援助者に対し、支給の決定を通知するとともに、速やかに本部長見舞金を支給するものとする。

イ 関係所属長は、本部長見舞金を支給したときは、領収書を徴するものとする。

第4 法に基づく災害給付との関係

特別報償金等は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号）及び他の法令に基づく災害給付を受けた者についても、併給することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

特別報償金支給申請書

			※受理番号	
1	協力援助者 住所 氏名 職業	電話番号 () 生年月日	— 年 月 日生 (歳)	
2	発生日時	年 月 日	午前・午後	時頃
3	発生場所			
4	事案の概要			
5	死亡年月日	年 月 日		
6	受給権者 住所 氏名 職業 協力援助者との続柄又は関係	電話番号 () 生年月日	— 年 月 日生 (歳)	
7	治癒又は症状固定年月日	年 月 日		
8	障害の部位及びその程度			
9	障害等級	第 級		
10	既存の身体の等級	第 級		
上記のとおり申請します。				
年 月 日				
大分県警察本部長 殿				
官職 氏名				
※受理	※決定	※支払	※決定金額	
年 月 日	年 月 日	年 月 日	円	

備考1 申請者は、※印欄には記入しないこと。

2 「5 死亡年月日」及び「6 受給権者」欄は死亡の場合に、「7 治癒又は症状固定年月日」、「8 障害の部位及びその程度」及び「9 障害等級」欄は障害の場合にそれぞれ記入すること。

3 「10 既存の障害の等級」欄は、新たに既存の障害の程度を加重した場合に記入するものとする。

第2号様式

通知年月日	年 月 日	通知番号	第 号
<p>殿</p> <p style="margin-left: 200px;">大分県警察本部長</p> <p style="margin-left: 100px;">〔特別報償金〕 〔本部長見舞金〕 支給決定通知書</p> <p>年 月 日犯人の逮捕その他犯罪の捜査に協力援助されたことに対し</p> <p>て、次のとおり大分県警察本部において〔特別報償金〕 〔本部長見舞金〕の支給を決定しましたので、</p> <p>通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 協力援助者の住所、氏名及び生年月日</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日生（ 歳）</p> <p>2 協力援助による災害等</p> <p><input type="checkbox"/>死亡 <input type="checkbox"/>身体障害（第 級） <input type="checkbox"/>傷病 <input type="checkbox"/>物的損害</p> <p><input type="checkbox"/>障害の程度の変更（第 級→第 級）</p> <p>3 支給金額</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">円</p> <p>4 特別報償金の受給者の住所、氏名及び続柄</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>続 柄</p>			

領 収 書

年 月 日

大分県警察本部長 殿

金額 ￥ _____

上記正に領収いたしました。

{ ただし 特別報償金 として }
{ 見舞金 }

住所

氏名

第4号様式

特別報償金支給金額変更申請書

			※受理番号	
1 協力援助者				
住所				
氏名		電話番号	()	—
		生年月日	年 月 日	日生 (歳)
職業				
2 特別報償金の支給を受けた時の障害等級				
第 級				
3 特別報償金の支給年月日				
年 月 日				
4 病院又は診療所				
所在地				
名称		医師氏名		
5 障害の程度に変更があった年月日				
年 月 日				
6 障害の部位及びその程度				
7 変更後の障害等級				
第 級				
上記のとおり特別報償金の支給の変更を申請します。				
年 月 日				
大分県警察本部長 殿				
官職				
氏名				
※受理	※決定	※支払	※決定金額	
年 月 日	年 月 日	年 月 日	円	

備考1 申請者は、※印欄には記入しないこと。

2 警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程第9条第2項の傷病給付変更申請書及び障害給付変更請求書に基づき記載すること。

第5号様式

本部長見舞金支給申請書（甲）

			※受理番号	
1 協力援助者				
住所				
氏名		電話番号	()	—
		生年月日	年 月 日生	(歳)
職業				
2 発生日時				
		年 月 日	午前	時頃
			午後	
3 発生場所				
4 事案の概要				
5 傷病名				
6 病院又は診療所				
所在地				
名称			医師氏名	
7 傷病の経過（現在の状態）				
年 月 日		<input type="checkbox"/> 治癒	<input type="checkbox"/> 転医	<input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 継続中
8 診療期間				
年 月 日から		年 月 日まで	日間	
			診療実日数	日
上記のとおり申請します。				
			年 月 日	
大分県警察本部長 殿			官職	
			氏名	
※受理	※決定	※支払	※決定金額	
年 月 日	年 月 日	年 月 日	円	

備考1 申請者は、※印欄には記入しないこと。

2 「7 傷病の経過（現在の状態）」欄は、該当する□にレ印を記入すること。

第6号様式

本部長見舞金支給申請書（乙）

			※受理番号	
1 協力援助者				
住 所				
氏 名		電話番号	()	—
		生年月日	年 月 日	日生 (歳)
職 業				
2 発生日時				
		年 月 日	午前	時頃
			午後	
3 発生場所				
4 事案の概要				
5 損害品及びその程度				
上記のとおり申請します。				
			年 月 日	
大分県警察本部長		殿	官職	
			氏名	
※受理	※決定	※支払	※決定金額	
年 月 日	年 月 日	年 月 日		円

備考 申請者は、※印欄には記入しないこと。